

平成30年度答申第80号  
平成31年3月19日

諮問番号 平成30年度諮問第83号（平成31年2月15日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 一般拠出金の徴収のための差押処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、A労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）38条1項の規定により準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）27条3項の規定に基づく差押処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 石綿救済法35条1項は、厚生労働大臣は、石綿による健康被害を救済するための給付の支給に要する費用に充てるため、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の保険関係が成立している事業の事業主（以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴

収する旨規定し、同条2項は、労災保険適用事業主は一般拠出金を納付する義務を負う旨規定している。

- (2) 徴収法27条1項は、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない旨規定し、同条2項は、前項の規定によって督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発すると規定し、同条3項は、同条1項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によって、これを処分すると規定しており、これらの規定は、一般拠出金について準用される（石綿救済法38条1項）。
- (3) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）47条1項1号は、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない旨規定しており、この規定が上記(2)により一般拠出金について準用される。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、労災保険適用事業主である。  
（労働保険概算・増加概算・確定保険料 石綿健康被害救済法一般拠出金申告書（平成27年7月10日受付））
- (2) 審査請求人は、平成27年度の一般拠出金1,062円を納期限である平成27年7月10日までに納付しなかった。処分庁は、同年11月2日、審査請求人に対し、同月16日を期限と指定して、督促状を発した。  
（労働保険概算・増加概算・確定保険料 石綿健康被害救済法一般拠出金申告書（平成27年7月10日受付）、労働保険料・一般拠出金申告書の訂正について（伺）、督促状発行決議書（平成27年11月2日付け）、督促状発行リスト（平成27年10月8日付け））
- (3) 審査請求人は、平成28年度の一般拠出金1,191円を納期限である平成28年7月10日までに納付しなかった。処分庁は、同年11月4日、審査請求人に対し、同月18日を期限と指定して、督促状を発した。  
（労働保険概算・増加概算・確定保険料 石綿健康被害救済法一般拠出金申告書（平成28年7月6日受付）、労働保険料・一般拠出金申告書（平成28年8月12日付け）、督促状発行決議書（平成28年11月4日付））

け)、督促状発行リスト(平成28年10月12日付け)

(4) 処分庁は、平成29年11月8日、審査請求人に対し、上記平成27年度及び平成28年度の一般拠出金につき、同月22日を期限と指定して、納付を催告した。

(納付催告、債務承認書)

(5) 審査請求人は、平成29年度の一般拠出金1,246円を納期限である平成29年7月10日までに納付しなかった。処分庁は、同年11月2日、審査請求人に対し、同月17日を期限と指定して、督促状を發した。

(労働保険概算・増加概算・確定保険料 石綿健康被害救済法一般拠出金申告書(平成29年7月11日受付)、労働保険料・一般拠出金申告書(平成29年8月28日付け)、督促状発行決議書(平成29年11月2日付け)、督促状発行リスト(平成29年10月11日付け)

(6) 審査請求人は、平成27年度、平成28年度及び平成29年度の一般拠出金を各指定期限までに納付しなかった。処分庁は、審査請求人がP金融機関B支店に対して有する普通預金払戻請求権を差し押さえる本件処分を行った。

(差押調書謄本)

(7) 審査請求人は、平成30年5月10日、審査庁に対し、本件処分を不服として審査請求をした。

(審査請求書)

(8) 審査庁は、平成31年2月15日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

アスベストの被害は、国が全面的に禁止するのが遅れたことが大きな原因である。我々はアスベストを使用させられた被害者なのに、なぜ我々から一般拠出金を徴収するのか。一般拠出金は、一般の人の災害を救済するためのものであり、労災保険の保険料と一緒に集めるのは納得がいかない。労災保険に加入しているものだけが負担するのではなく、全体で負担するのが正当ではないか。

また、一般拠出金は事業主の負担と言うが、事業主の資産は労働者が稼いだものであり、事業主が負担すればそれだけ労働者への分配が減る。アスベストの被害の救済を労働者に負わせることはおかしい。

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

審査請求人が行う事業は労災保険の保険関係が成立している事業であり、同人は、一般拠出金を納付する義務を負う。本件処分は、石綿救済法38条1項の規定により準用する徴収法19条1項の規則に基づき提出しなければならない申告書において、一般拠出金に係る申告及び納付がされていなかったことにより、同法27条3項の規定に基づき、国税滞納処分の例によって適法に行われたものであり、適正である。

## 第3 当審査会の判断

### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

### 2 本件処分の適法性及び妥当性について

本件処分は、審査請求人が平成27年度、平成28年度及び平成29年度の一般拠出金を納付しなかったため、処分庁が期限を指定して督促した上で、同人の財産を差し押さえたものであるところ、前記第1の3のとおり、法令の定めに従って行われた処分であって、違法又は不当な点はない。

審査請求人の主張は、石綿による健康被害を救済するための給付の支給に要する費用に充てるため、事業主から一般拠出金を徴収するという法の定め自体が不当であるとの趣旨と解されるが、本件審査請求においては、行政機関である審査庁は、制定された法の定めを前提として判断をすべき立場にあるというべきであり、審査庁の判断は妥当である。

### 3 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史